

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年12月20日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるもの。（男性で構成される公安委員会は、幼児のおむつを交換する行為が道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定に該当しないと判断しているが、女性の視点があれば異なる判断をした可能性がある。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年1月4日、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年3月31日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるものを開示するとの方決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成30年5月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるものを開示するとの方決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成29年5月25日に男女共同参画会議が内閣総理大臣及び関係各大臣に意見具

申した「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」の中で、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策における視点の1つとして、女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現を掲げ、内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）などに対し、性犯罪への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶やストーカー事案への対策の推進の取り組みを求めている。

このような中、奈良県知事は女性の視点からの政策形成を重視するため、他の都道府県公安委員会における女性公安委員の登用状況の調査など女性公安委員の任命に向けた取り組みを進めているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 処分の理由

公安委員の任命については、警察法（昭和29年法律第162号）第39条において、都道府県知事が都道府県の議会に同意を得て任命することとされており、奈良県においては、総務部人事課が所管しているが、実施機関において女性公安委員の任命に向けて取り組むことを義務付けた法令等の規定はない。

審査請求人は、審査請求の理由として、「平成29年5月25日に男女共同参画会議が内閣総理大臣及び関係各大臣に意見具申した『男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について』の中で、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策における視点の1つとして、女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現を掲げ、内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）などに対し、性犯罪への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶やストーカー事案への対策の推進の取り組みを求めている。このような中、奈良県知事は女性の視点からの政策形成を重視するため、他の都道府県公安委員会における女性公安委員登用状況の調査など女性公安委員の任命に向けた取り組みを進めているはずである。」としている。

しかし、審査請求人が依拠する国において設置されていた男女共同参画会議の具申並びに当該具申について審議された平成29年5月25日の同会議の議事録及び議事要旨には、女性公安委員の任命はもちろんのこと、行政委員会における女性委員の任命についても、全く触れられていない。

審査請求人は、同人が意図する取り組みを、あたかも当然に実施機関が取り組むべき内容であるかのような記載をしているが、上記のようにそれには明確な根拠はない。

さらに、平成28年3月に策定された奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）においても、公安委員を含む行政委員における女性委員の任命については一切の記述がなく、審査請求人の意図する取り組みについて、「実施機関が取り組みを進めているはず」とする根拠はない。

これらのことから、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成しておらず、念のため、実施機関の書庫等を探索したが、本件開示請求に対応する文書は存在しなかった。

したがって、実施機関においては「女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるもの」を作成又は取得していない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるもの。（男性で構成される公安委員会は、幼児のおむつを交換する行為が道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定に該当しないと判断しているが、女性の視点があれば異なる判断をした可能性がある。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

実施機関は、公安委員の任命については、警察法（昭和29年法律第162号）第39条において、都道府県知事が都道府県の議会に同意を得て任命することとされているが、実施機関において女性公安委員の任命に向けて取り組むことを義務付けた法令等の規定はない旨主張している。

しかしながら、女性公安委員の任命に向けて取り組むことを義務付けられていないものであっても、実施機関において、女性公安委員の任命に向けた取組を行い、それが「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するのであれば、開示対象文書となるものである。

そこで、本件開示請求のあった平成29年以降において、女性公安委員の任命に向けて実施機関で独自に取組がなされていたかどうかについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、行政委員会の中には委員選任の基本方針を定め、女性委員の確保に努める規定を設けているところもあるものの、公安委員会については女性委員の選任に関する規定自体がないとのことであった。なお、本県での女性として初めての公安委員の就任は、平成30年10月であり、その後、当該委員は公安委員長としても就任しているが、任命当時の議事録等についても確認したところ、特に言及された記録もなかったとのことであった。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成３０年　５月　１日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和　６年　１月２６日 （第２７２回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和　６年　３月１１日 （第２７３回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和　６年　５月１０日 （第２７４回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和　６年　６月１４日 （第２７５回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和　６年　９月２５日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも大 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	